

子どもの未来を応援する首長連合運営規約（抜粋）

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）会長代行 1名
- （3）副会長 若干名

2 前項に定める役員は、立候補により総会で承認する。

3 会長は役員の内選により選出し、会長は他の役員の中から会長代行を指名する。

4 役員の内任は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員が退任したときは、会長が指名したものが、役員に就任するものとする。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。